

## 第1回 那珂川市農業委員会会議録

令和5年4月11日、那珂川市農業委員会会長結城五子は、令和5年度第1回農業委員会総会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

### 【議案】

- 第1号 農用地利用集積計画の利用権設定について(17件)  
第2号 非農地証明について(1件)  
第3号 農地法第5条の規定による許可取消願について(1件)  
第4号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について  
第5号 那珂川市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について  
第6号 那珂川市鳥獣被害防止対策協議会委員の推薦について  
第7号 那珂川市地域水田農業推進協議会の会員推薦について

### 【報告】

- 第1号 専決処分について  
農地法第18条第6項の規定による通知書について(1件)

### 【その他】

- ① 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
- ② 農業経営基盤強化促進法等の一部改正について
- ③ 農地法第3条の許可申請書(別紙)及び営農計画書の様式変更について

### <出席委員>

#### 農業委員

会長 結城 五子 1番 佐伯 隆嘉 2番 高橋 堅  
3番 山崎 美代子 4番 白水 正彦 5番 内野 学  
6番 上野 信之 7番 佐伯 久典

#### 農地利用最適化推進委員

1番 久我 一徳 2番 添田 英一 3番 八尋 博基  
4番 真鍋 利明 5番 重松 栄作

### <欠席委員 >

なし

### <事務局>

事務局長 真鍋 勝大  
係長 眞鍋 翔輝

書記	手嶋 雄美子
開会（午前9時30分）	
議長	<p>ただいまから令和5年度那珂川市農業委員会第1回総会を開催いたします。審議に入ります前に、議事録署名人の指名を行いません。3番、山崎 美代子委員と、4番、白水 正彦委員を指名します。よろしくお願いいたします。</p> <p>では、議案に入ります。議案第1号番号1から17、農用地利用集積計画の利用権設定について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号 番号1から17、農用地利用集積計画の利用権設定について説明させていただきます。</p> <p>議案書の1ページから35ページまでが利用権設定についての資料になります。資料編は1ページから19ページをご確認ください。再設定が10件、新規設定が7件になっております。</p> <p>詳細につきましては、申出書の記載内容をご確認ください。以上です。</p>
議長	何か質疑がある方は、挙手をお願いします。
農業委員	ちょっとお尋ねしてもよろしいでしょうか。
議長	はいどうぞ。
農業委員	新規の方が10人ということで、その方は、農業委員会事務局からの紹介で貸し借りされたという感じでしょうか、それとも自発的でしょうか。こうゆうところがあるのでしませんかという呼びかけでされたのか、それとも自分たちで申請されたのか。
事務局	ほとんどが農家さん同士でお願いしいていて、直接、契約をされているんですが、一部、番号12の方、こちらの方は、うちの方で農地情報紹介事業に登録されて、紹介していた農地になっています。〇〇さんは、〇〇の別の場所で野菜を作られておりました、今回こちらの方も借りたいということで、利用権設定にいたったという経緯があります。
議長	〇〇さんは、うちの近辺で、しっかり退職の集まりのような会を作られてがんばっていらっしゃいますが、そちらでしょうか。
事務局	申し訳ありません。この方が同一人物かどうかわかりません。
議長	よろしいでしょうか。他にありませんでしょうか
議長	質疑が無いようですので、採決を行います。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします

	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成により、議案第1号は承認されました。ありがとうございます。</p> <p>次に、議案第2号番号1非農地証明について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号番号1非農地証明について説明いたします。</p> <p>議案書の36ページをお願いします。資料編は23ページをお願いします。願出人の住所・氏名、土地の所在地などは議案書に記載のとおりです。こちらの土地は、昭和48年11月30日付けで農地転用の許可をした記録がありますが、転用目的の記録が残っておりません。現地は、空き家が建っている状況で、固定資産税も宅地として課税されております。建物の登記事項証明書はありませんが、過去の記録等により、20年以上前より建っているものと考えられます。資料編の21ページをお願いします。申請地については、第3非農地証明書の発行基準の、(2)のアからカの要件を満たしております。以上になります。</p>
議長	では、担当委員の意見をお願いします。
農業委員	<p>はい。こちらの方は、業者さんから依頼がありまして、書類を送っていただいたんですけど、2月19日に受領しまして、その当日に現地を確認しました。先ほどの説明のように、登記簿は農地になっておりますけれども、家が建って、それが廃屋のようになっておりまして、とても農地という状況ではないと判断しましたので、ご報告いたします。</p>
議長	何か質疑がある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	<p>質疑が無いようですので、採決を行います。</p> <p>証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成により、議案第2号番号1は、承認されました。</p> <p>次に、議案第3号番号1農地法第5条の規定による許可取消願についてを事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号番号1農地法第5条の規定による許可取消願についてを説明します。議案書は、41ページをお願いします。こちらのほうが、取消願になっております。資料編は24ページになります。</p>

	<p>ちらは、令和元年10月23日付けで許可をした案件になります。土地の所在等は取消願に記載のとおりで、転用目的は、一般住宅になっております。取消しを必要とする理由は、父が亡くなったため計画変更し、農地として利用となっております。もともと、土地所有者と譲受人である娘さん夫婦は同居しており、許可を受けた農地に娘夫婦が新居を建てる予定でしたが、許可後に、土地所有者であるお父様が亡くなられたため、新居の建設を取りやめることにしたとのことです。取消願については、土地所有者の相続人との連名で提出されています。以上です。</p>
議 長	<p>何か質疑がある方は、挙手をお願いします。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑が無いようですので、採決を行います。 取り消しをすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成により、議案第3号番号1は、承認されました。 次に、議案第4号番号1 令和5年度最適化活動の目標の設定等について事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第4号番号1 令和5年度最適化活動の目標の設定等について説明します。 (事務局説明)</p>
議 長	<p>質疑がある方は挙手をお願いします。</p>
農 業 委 員	<p>よろしいでしょうか。</p>
議 長	<p>はいどうぞ。</p>
農 業 委 員	<p>(3) 新規参入の促進ということで、令和2年度から令和4年度までデータ書いてありますけれど、1経営体にしては面積が小さいなと思いますが、現状どのような感じなんですかね。</p>
事 務 局	<p>新規参入者の基準としましては、今まで農地を借りたりとか持ってあったりとかされていない方が新規で利用権設定をされた方を集計しております。大規模に就農される方は那珂川市は少なく、まずは少しやってみるといふかたちで借りられる方が多いですので、面積としては、このくらいの数字で推移しています。</p>
農 業 委 員	<p>この面積を見たら、家庭菜園ぐらいのもんかなと思って。そういう状況ということですよ。</p>
事 務 局	<p>そうですね。</p>
議 長	<p>他に質疑等ないでしょうか。</p>

	(質疑なし)
議長	他に質疑が無いようですので、採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により、議案第4号番号1は、承認されました。 次に、議案第5号番号1那珂川市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第5号番号1那珂川市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について説明します。 (事務局説明)
議長	質疑のある方は挙手をお願いします。
議長	はいどうぞ。
農業委員	54ページの担い手育成確保のところですが、認定農業者が現状で17経営体で目標10年後で20経営体なんですけれども、今の現状で、20代、30代、40代の割合はどのくらいでしょうか。50代も含めて。60代の方達も10年後は70代なので…。
事務局	ちょっと今詳細には、分からないですけども50代、60代が多いかなと思います。40代は3名、30代は1名だったと思います。
農業委員	あとは50代以上ですか。現状としてこういう状況というのは、怖いですね。10年後になった時が…。集積率が10年後80%担い手に任せる。それが果たして可能なかどうか。新規就農者が毎年1、2経営体とか3年後だったらですね。
議長	難しいですよ。
農業委員	50ページの新規参入の促進で紹介可能な農地が少ないとかあるのですが、今ないのはわかるけど、今後10年後を見据えて取り組みとかしておかなければ、新規参入者を入れていかなければいけないのではないかと思うんですが。利用権設定を促進する取り組みを進めていかなければ。この現状で、新規参入者に紹介する農地がないということで断ってしまうのであればダメではないのではないかと思います。その取り組みを考えていかないと。
議長	そうですね。地域の農事組合あたりと連携して話し合いながら、していかないといけないと思います。そこのところよろしくをお願いします。 それでは他に質疑等ないでしょうか。

		(質疑無し)
議	長	他に質疑が無いようですので、採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
		(賛成者挙手)
議	長	賛成多数により、議案第5号番号1は、承認されました。 次に、議案第6号番号1那珂川市鳥獣被害防止対策協議会委員の推薦について事務局より説明をお願いします。
事	務	局
		議案第6号番号1那珂川市鳥獣被害防止対策協議会委員の推薦について説明いたします。議案書の60ページをお願いします。こちらの協議会は、野生鳥獣であるサルやイノシシ等の被害防止について、また、被害防止に関する補助事業の活用等について審議をおこなうものでございます。推薦をお願いする委員の人数は1名で、任期は2年間です。選任についてよろしくお願いたします。
議	長	事務局から説明がありました委員について、どなたか立候補または推薦される方はいらっしゃいますか。鳥獣害防止対策で関係のありそうな、中山間の方たちはいかがでしょうか。1年に何回も会議があるということではないようですが。 どなたか、いらっしゃいませんか。
		(立候補・推薦なし)
議	長	いらっしゃらないようなので、前回、私が委員をしておりましたので、皆さんに承諾いただければ私が引き続き引き受けたいと思っておりますがいかがでしょうか。 賛成の委員は挙手をお願いします。
		(全員挙手)
議	長	全員賛成により那珂川市鳥獣被害防止対策協議会委員には、私を推薦することに決定しました。ありがとうございます。 次に、議案第7号番号1那珂川市地域水田農業推進協議会の会員推薦について事務局より説明をお願いします。
事	務	局
		議案第7号番号1那珂川市地域水田農業推進協議会の会員推薦についてを説明いたします。62ページをお願いいたします。こちらの協議会は、国の補助事業である経営所得安定対策事業に関することを主に審議することになります。具体的には、主食用米の生産の目安を決めたり、産地交付金という転作作物への助成内容や助成額等について審議をおこなっております。推薦をお願いする人数は2人で、任期は、3年間です。選任について、よろしくお願

	いいいたします。
議 長	事務局から説明がありました委員について、どなたか立候補または推薦される方はいらっしゃいますか。農業委員会から出るのは、今年一年終わってあれですけども。途中交代することになるんですよ。次の方に。
事 務 局	はい。
議 長	2年ということです。どなたかいらっしゃいませんか。
	(立候補・推薦なし)
議 長	いらっしゃらないようですので、私より推薦したいと思います。現会員をさせていただいている佐伯隆嘉委員と佐伯久典委員を次期会員にも推薦したいと思います。いかがでしょうか。 お二人を推薦することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(賛成多数)
議 長	全員賛成により決定しました。 次に、報告事項です。報告については、事務局長の専決事項として処理が終わっている内容です。事務局より報告をお願いします。
事 務 局	報告第1号番号1専決処分について農地法第18条第6項の規定による通知書について説明します。議案書の64ページをお願いします。賃貸借の合意解約の通知書になります。賃貸人・賃借人の氏名、住所、対象農地は議案書記載のとおりです。令和5年3月20日に合意解約が成立し、令和5年5月1日引き渡しとなっています。65ページに、解約書を添付しています。報告については以上です。
議 長	これで、審議事項は、すべてとなりますが、よろしいでしょうか。次に、その他について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	(事務局説明)
議 長	参考になればと思いますが、各委員さんが地域においてどのような活動をされているか紹介いただければと思いますが。
事 務 局	先ほどお話したように、特別な活動ではなく、普段の自分の農地を見に行かれる時に自分の農地を含め、周りの農地に異常がないか、確認したということでもいいので、記入をお願いいたします。もし、その都度記載するのが困難であれば、行った日を1週間まとめて記載いただいてもいいし、総会の前にまとめて記載していただいてもいいですので、農地を見に行ったり、パトロール

	をした日を記載いただければ、十分達成いただけるのではないかと 思っております。
議 長	なかなか難しいですね。農地に行った日をちょっと書けばよい のですが。見て回るだけでよければよいが、それを文書にするの が。大雪の後とか、台風の後、雨の後とか、現地を回ったことと かを記載していただければ。なかなか書いて提出するのは大変か と思いますが、よろしく願います。
事 務 局	次に、その他②農業経営基盤強化促進法等の一部改正について と、その他③の様式変更についてご説明します。 (事務局説明)
議 長	ありがとうございました。色々国からも変わったことが提案さ れてくるので、市とかに降りてきて検討しなくてはいけない問題 があって、それに沿って行くのは大変なこととは思いますが。 その他②と③で何かご質問があれば願います。
	(質疑無し)
事 務 局	何か、不明な点等ありましたら、直接でも構いませんので、ご 質問ください。
議 長	新規参入等の案件の場合は地域の関係者も一緒にするというこ とですね。新規就農の方がそこで農業を始めたいということがあ ったら、地域の農業委員さん、推進委員さんと一緒にということ ですね。
事 務 局	はい、そうです。
議 長	色々と問題が提起されましたが、よろしいでしょうか。 長時間ありがとうございました。これで本日の総会を閉会いた します。 次回は5月9日、火曜日です。よろしく願います。
	10時13分 閉会